

AIS 関連国際発表奨励規程

第1条（目的）

本規程は、経営情報学会会員による、Association of Information Systems（以下 AIS）関連大会での発表と、AIS 関連学術誌への英語による論文発表を促進することを目的とする。

第2条（奨励内容）

第3条及び第4条に列挙した大会及び学術誌に採択され発表した学会員の研究に対して、以下の奨励金を贈呈する。ただし、投稿時および発表時に会員であることを贈呈の条件とする。

1. ICIS 学会での英語による発表1件につき、30万円を贈呈する。ただし、ICIS のドクトラルコンソーシアムとポスターセッションは10万円とする。
2. その他の学会の発表、ドクトラルコンソーシアム、ポスターセッション1件につき、10万円を贈呈する。
3. 学術論文1件につき、10万円を贈呈する。
4. 受賞は単著共著に関わらず、原則として一人一年に1回とする。
5. 学会発表時点及び学術誌採択時点に贈呈する。

第3条（贈呈対象となる大会）

贈呈対象となる AIS 関連大会には、以下の関連学会が含まれる。ただし併設会議は除く。

1. International Conference on Information Systems (ICIS)
2. Pacific Asia Conference on Information Systems (PACIS)
3. Americas Conference on Information Systems (AMCIS)
4. European Conference on Information Systems (ECIS)

第4条（贈呈対象となる学術誌）

贈呈対象となる AIS 関連学術誌には、以下のものが含まれる。

1. Journal of the Association for Information Systems (JAIS)
2. Pacific Asia Journal of the Association for Information Systems (PAJAIS)
3. MIS Quarterly (MISQ)
4. Information Systems Research (ISR)

第5条（予算）

贈呈総額が当該年度の予算に達した場合には、以後の贈呈を打ち切ることがある。

第6条（改廃）

本規程は2016年度までの時限規程とする。その他随時、制度運用の状況や学会の状況によって、本規程を改廃する場合がある。改廃は理事会の議を経て行う。

附則

本改訂案は、2012年11月18日から施行する。

本規程は2015年1月23日に改訂し、同年4月1日から施行する。

本規程は2016年1月22日および3月18日に改訂し、同年3月19日から施行する。